

令和 4 年 第 7 回定例会

道 志 村 議 会 会 議 録

令和 4 年 12 月 6 日 開 会

令和 4 年 12 月 9 日 閉 会

道 志 村 議 会

令和4年第7回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月6日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○村長挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○一般質問	10
杉 本 孝 正 君	10

第 2 号 (12月9日)

○議事日程	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	20
○職務のため議場に出席した者の職氏名	20
○開議の宣告	21
○議事日程の報告	21
○議案第57号から議案第62号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第63号から議案第67号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	24

○議案第 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8
○閉会中の継続調査について	2 9
○村長挨拶	2 9
○閉議の宣告	3 0
○閉会の宣告	3 0
○署名議員	3 1

道志村告示第 1 1 号

令和 4 年第 7 回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

道志村長 長 田 富 也

記

1 期 日 令和 4 年 1 2 月 6 日（火）

2 場 所 水郷の郷やまゆりセンターふれあいホール

◎応招・不応招議員

応招議員（１０名）

１番	佐藤光栄君	２番	山口章君
３番	池谷銀重君	４番	佐藤徹君
５番	佐藤喜章君	６番	白井勝光君
７番	杉本孝正君	８番	佐藤進君
９番	出羽和平君	１０番	大田博文君

不応招議員（なし）

令和４年第７回道志村議会定例会

議 事 日 程 （第１号）

令和４年１２月６日（火曜日）午前１０時開議

- 第 １ 諸般の報告
- 第 ２ 会議録署名議員の指名
- 第 ３ 会期の決定
- 第 ４ 一般質問
- 第 ５ 議案第５７号 道志村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 ６ 議案第５８号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 ７ 議案第５９号 道志村職員の高齢者部分休業に関する条例
- 第 ８ 議案第６０号 道志村手数料条例の一部を改正する条例
- 第 ９ 議案第６１号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第１０ 議案第６２号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第１１ 議案第６３号 令和４年度道志村一般会計補正予算（第６回）
- 第１２ 議案第６４号 令和４年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第４回）
- 第１３ 議案第６５号 令和４年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第３回）
- 第１４ 議案第６６号 令和４年度道志村介護保険特別会計補正予算（第３回）
- 第１５ 議案第６７号 令和４年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）
- 第１６ 議案第６８号 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定について
- 第１７ 発議第 ３号 閉会中の継続調査について

出席議員（１０名）

１番 佐 藤 光 栄 君

２番 山 口 章 君

３番 池 谷 銀 重 君

４番 佐 藤 徹 君

5 番 佐 藤 喜 章 君

6 番 白 井 勝 光 君

7 番 杉 本 孝 正 君

8 番 佐 藤 進 君

9 番 出 羽 和 平 君

10 番 大 田 博 文 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 長 田 富 也 君

副 村 長 山 口 晃 司 君

教 育 長 佐 藤 文 泰 君

総 務 課 長 菅 谷 克 士 君

住民健康課長 山 口 登 美 君

産業振興課長 山 口 俊 一 君

ふるさと振興
課 長 山 口 かおり 君

教 育 課 長 佐 藤 万寿人 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 書 記 佐 藤 勇 樹 君

◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和4年第7回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和4年第7回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、令和4年第7回道志村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙にもかかわらずご参集いただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が国内で発生してから3年が経過しようとしています、今なお全国各地で厳しい感染状況が続いており、それぞれの自治体でも懸命に対応を続けているところであります。

村でも、重症化予防はもとより、感染や発症を予防する効果があるとされているオミクロン株対応のワクチン接種を、医療機関関係者の協力を得ながら推進しているところでございます。

コロナ禍では、東京一極集中の弊害が浮き彫りとなる一方、地方が水田涵養や国土の保全、都市と農山村の交流など、国民生活にとって欠かせない重要な役割を担っていることを見直される機会となりました。

政府では、デジタル田園都市国家構想を掲げ、活力ある地域を創出できるよう様々な施策や取組を加速させており、人口減少や少子高齢化、産業の空洞化などといった地方の社会問題の解決を図り、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すこととしております。

一方、総務省が公表した統計から見ると、我が国の高齢者人口では、総人口が減少する中で65歳以上の高齢者の割合が29.1%と過去最高となるなど、特に地方での高齢化社会の波は

深刻となるばかりであります。本村でも、若年層の減少で高齢化率も上昇し、地域力の衰退が懸念されております。

そのような中、本村でも、政府が推し進めるデジタル田園都市国家構想に沿った形でデジタル技術を活用し、地域の活性化と課題解決に向けて取り組むとともに、デジタル田園都市国家構想基本方針の目的にもあるとおり、アクセス・利便性の向上に資する安定的な交通インフラ整備を進めるため、引き続き国道及び県道の強靱化で、県知事をはじめとした関係者の皆様のご協力をいただきながら進めていき、住民の皆様が安心・安全で豊かな村づくりの実現を実感していただけるよう、引き続き取り組んでまいります。

つきましては、議員の皆様方におかれましても、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会に付議します案件は、令和4年度一般会計補正予算（第6回）の外4つの特別会計補正予算のほか、道志村職員の定年などに関する条例の一部を改正する条例外5件、道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定についての12案件であります。

議案の詳細につきましては、議案審議で説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和4年8月・9月・10月分の例月出納検査結果についての報告が提出されております。その写しをタブレット端末に配付しておきました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、議長から今定例会に村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行いましたので、ご報告いたします。

一般質問について申し上げます。

今定例会においては、申合せ事項により、一般質問を一問一答方式で行います。一般質問の通告者及び当局者は、質問並びに答弁の要旨を分かりやすく簡潔にお願いいたします。

次に、令和4年第5会定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、池谷銀重君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

〔議会運営委員長 池谷銀重君 登壇〕

○議会運営委員長（池谷銀重君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和4年第5回定例会において、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月16日の本会議において決定された件についての報告であります。

11月29日午後1時30分より、議会事務局室において委員会を招集し、委員3名と議長、議案説明のため総務課長、職務のため議会事務局の出席がありました。

決定された事項は次の3項目です。

1、本定例会の会期は本日より12月9日までの4日間とし、配付してある日程表のとおりとすること。

2、一般質問の通告者は1名です。

3、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 総務文教常任委員長、白井勝光君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 白井勝光君。

〔総務文教常任委員長 白井勝光君 登壇〕

○総務文教常任委員長（白井勝光君） 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和4年第5回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申出し、9月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

11月7日午後3時より、議会事務局室において総務文教常任委員会を開催しました。委員

全員、職務のため議会事務局長、議会事務局の出席があり、今後の活動内容について審議しました。

審議の内容は、小学校の通学路の危険箇所についてと、もう一つ、小学校PTAとの懇談会についての2点です。

11月14日13時より、議員全員により通学路危険箇所の確認を行い、15時30分より二手に分かれて帰りのスクールバスに乗車し、通行状況の確認、運転手さんからの要望を聞きました。

また、11月17日11時より、委員長と副委員長で中学校校長先生と会談し、PTA役員との懇談について打合せを行い、アンケート調査をお願いいたしました。

また、継続中の審議の申出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続審査を要することを決定しましたので、会議規則の規定により議会に申出いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の継続審議の報告といたします。

○議長（出羽和平君） 建設厚生常任委員長、佐藤徹君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

〔建設厚生常任委員長 佐藤 徹君 登壇〕

○建設厚生常任委員長（佐藤 徹君） 建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和4年第5回定例会において、建設厚生常任委員会の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、9月16日の本会議において決議された件についての報告であります。

10月19日、建設厚生常任委員会を招集し、午前9時30分より中央公民館2階会議室において、議員5名と議長、職務のため議会事務局と、説明のため産業振興課、山口課長と総務課、カネコ主幹の出席があり、村内危険箇所、竹之本地区のり面工事について説明していただき、協議をいたしました。

また、今後も継続調査を要することと決定しましたので、所管事務の調査について、会議規則の規定により、閉会中の継続調査を議長に申出いたしました。

以上で、建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告とさせていただきます。

○議長（出羽和平君） 広報常任委員長、杉本孝正君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

〔広報常任委員長 杉本孝正君 登壇〕

○広報常任委員長（杉本孝正君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和4年第5回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、9月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月20日13時より、シェーンバッハ・サボーにおいて令和4年度町村議会広報研修会があり、事務局、委員4人で参加しました。

9月21日午前9時より、議会事務局室において広報常任委員会を開催しました。議長及び議会事務局長、議会事務局、委員全員の出席があり、「どうし議会だより」第56号について、レイアウトや掲載する記事の内容について協議・編集を行い、完成することができました。

10月7日、印刷が終了し、議員全員で全戸配布してもらいました。

11月21日午後2時より、甲府の自治会館において町村議会広報委員長会議があり、私が出席しました。

11月29日午前9時より、議会事務局室において、議長及び議会事務局長、議会事務局、委員全員にて、「どうし議会だより」第57号のレイアウトや掲載する内容、日程について協議を行いました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容ですので、報告とさせていただきます。

また、委員会後、閉会中の継続調査の申出につきましては、所管事務の調査について今後も継続調査を要することと決定しましたので、会議規則の規定により、議長に申出いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告といたします。

○議長（出羽和平君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第10番議員、大田博文君及び第1番議員、佐藤光栄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9日までの4日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9日までの4日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（出羽和平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は1名です。

◇ 杉 本 孝 正 君

○議長（出羽和平君） それでは、通告1番、第7番議員、杉本孝正君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 7番、杉本孝正君。

〔7番 杉本孝正君 登壇〕

○7番（杉本孝正君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

1つ目、主要地方道都留道志線の雨量規制撤廃についてお伺いします。

国道413号線の雨量規制が撤廃され、大変便利になりましたが、都留道志線の雨量規制が撤廃されていません。あと一か所の危険箇所の工事で撤廃できると聞いていますが、予定をお答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 孝正議員さんの質問にお答えいたします。

この案件は、山梨県に確認したところ、都留道志線は山梨と東京を結ぶ中央自動車道や国道20号を補完する重要な路線と考えております。

大雨の際、事前通行規制となる道志村神地から都留市菅野上の9.6キロ区間においては、防水対策が必要なところが2か所あります。そのうち1か所は、対策は完了しております。残り一か所については、現在工事の発注に向けて進めておりますけれども、その場所が保安林のために、保安林解除をするための手続を今進めておるところでございます。それが済むと工事にかかる、という予定になっております。

それが、いつ何月からとか、それはまだ聞けないですけども、一応、保安林を解除してから工事にかかると思います。

以上のことでございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

都留道志線が雨量規制撤廃されると、ますます便利になると思いますので、早期の実現で
きるよう、よろしくお願いします。

次の質問に入ります。

都留道志防災トンネルの進捗状況についてお伺いします。

6月定例会での佐藤喜章議員の一般質問に対し、産業課長の答弁の中で、県では概略ルートの航空測量を完了させ、トンネル予備設計等を進めており、今後の各種条件等を整理し、本計画の事業化を目指すこととの回答がありました。

その後の進捗状況はどうか、また、次の住民説明会等の予定をお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 孝正議員さんの県道都留道志線防災トンネルの進捗状況についての質問にお答えいたします。

これも山梨県に確認しております。現在、トンネル予備設計で、より高い精度のルート選定やトンネルの坑口の位置を決定するため、課題整理を行っているとのこと。

前もそういうお答えしたと思うんですけども、まだこのことが終わっていないと、続けてやっていると、そういうでございます。そのことからいきますと、次は住民説明会を行い、そして、地元へはにを目指す、こういう予定であるとお答えをいただいております。

そういう考えですから、いずれにしてもですから、大事なことは道志村で、それを皆さんに理解していただいて、そして今、説明会などで、しっかりお願いしますという形を取るのが大事なことかなと思っております。そういうわけで、私もそういう努力をいたしますので、以上です。

お答えのほうは以上ですけども、よろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございました。

このトンネルは、村民の多くが待ち望んでいます。また、村長の1番目の公約でもあり、長田村長でなければ実現できないトンネルだと思いますので、早期に実現できるよう、よろしくお願いします。

次の質問に入ります。

コミュニティ・スクール導入についてお伺いします。

平成30年の9月議会の折に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入が努力義務となったが、教育委員会の考えはどうかと質問したところ、教育長から、現状の学校体制のさらなる充実に努めながら、この制度の導入も検討していきたいとの返答がありました。

あれから4年ほどたちましたが、改めて本制度の導入について、どのように考え進めていくのかお答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育長、佐藤文泰君。

○教育長（佐藤文泰君） 杉本議員ご指摘のように、平成29年に改定された指導要綱において、コミュニティ・スクールの導入は教育委員会の努力義務とされています。

導入の目的は、地域と共にある学校づくりであり、本村においても、継続的な特色ある学校教育実現の体制確立のために有望な制度と考え、検討を重ねてまいりました。

本制度の導入に当たって、県教育委員会の指導を踏まえ、先進事例の視察研修等を重ね、本制度の理解と有効活用の在り方等、導入に向けて準備を進めているところであります。

これから令和5年度末までを準備期間として、令和6年度の導入に向けて、小・中学校の教職員への本制度の周知、専門的な有識者にアドバイザーを依頼し、保護者や地域の方々への理解を深めた上で、準備会としてのコミュニティ・スクール推進委員会を立上げ、必要となる教育委員会規則の制定等、より適切な導入と活用を目指して、イデ的・計画的に進めていきたいと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございました。

一つ再質問をさせてください。

アドバイザーと、さっきの質問にありましたが、どういった人をアドバイザーにするのかお答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育長、佐藤文泰君。

○教育長（佐藤文泰君） 国でコミュニティ・スクール導入・設置に向けて、専門的な知識を持っている大学の教授をしている方々をアドバイザーとして迎えていきたいと考えておりますけれども、具体的には、山梨大学の日永龍彦教授に依頼をして、了解を今得ているところであります。その方を中心に、保護者とか地域の方々への理解・周知を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。しっかり準備を進め、スムーズに導入できるよう、よろしくお願いします。

また、本定例会全員協議会で詳しい内容説明ができれば、お願いします。

次の質問に移ります。

中学校の部活動の地域移行についてお伺いします。

文部科学省は、教員の働き方改革の観点から、中学校の部活動を学校単位から地域単位の取組とする、いわゆる部活動の地域移行について、令和5年度から段階的に進めていくという方針を示しています。本村の中学校において、地域移行について、どのように取り組んでいくのかお答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育長、佐藤文泰君。

○教育長（佐藤文泰君） ご指摘のように、文部科学省の有識者会議は、部活動の地域移行について、令和5年度からの3年間を改革集中期間と定め、令和8年度からの土曜日、日曜日、休日の部活動の地域移行を目指しています。

本村においても、今後の部活動の在り方を探りながら、これまでに培ってきた教育的な意義や成果を踏まえ、学校現場や保護者、地域の意見や情報の把握、地域指導者の人材確保、身分や手当の保障、保護者の負担軽減等、生涯スポーツの視点も見据えながら、本村の実情

に沿った制度となりますよう、令和6年度に設置予定でありますコミュニティ・スクールで協議するなど、令和8年度からの土曜日、日曜日、休日の部活動の地域移行に向けて、計画的に準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございました。

次の質問に移ります。

村担教員の人材確保についてお伺いします。

過日、山梨県の令和5年度小学校教員採用試験の倍率が1.7倍となり、教員の人材確保が厳しい状況にあるとの新聞報道がありました。本村においても、村費負担教員を小・中学校で各2名、計4名を採用していますが、今後も継続的に村担教員を確保するために、どのような手だてを講じているかお答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育長、佐藤文泰君。

○教育長（佐藤文泰君） 村担教員を継続的に確保するために、本年度は、都留文科大学キャリア支援センター及び上野原市の帝京科学大学教職センターへ村担教員の募集要項を届け、大学の構内に掲示していただくとともに、就職担当の方より学生に向けての広報を行っていただいております。また、村内や近隣市町村の教員免許状を有する方に対して、個別に村担教員の依頼をするなど、人材の確保に努めております。

しかし、県の期間採用や再任用を希望する方が多く、また、遠距離の通勤や峠越えの通勤に対する不安から、村担教員を敬遠するケースも多々あります。

今後は、複式学級編制の対象となる学年の増加も想定されますので、年度の早い時期から他の県内の大学や横浜市内の大学等、募集内容の広報をする大学を増やすことや特色ある学校教育の情報の発信、また県の臨時的任用教職員人材名簿を活用し、より多面的に人材確保への対応を行っていききたいと考えています。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございました。

再質問になりますが、ただいまの答弁の中に、複式学級制度の対象となる学年の増加という説明がありましたが、複式学級の今後の状況について教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育長、佐藤文泰君。

○教育長（佐藤文泰君） 小学校の複式学級編制については、前にも申し上げましたように、普通学級の2つの連続する学年の児童数が17人未満、言い換えますと、16人以下だと複式学級編制で、県は複式学級編制を解消するために、2つの連続する普通学級の児童数が13人以上ならば、複式を解消する加配を1人いただけるという措置があります。

来年度ですけれども、本年度末に転出希望の児童が数名いまして、来年度については、新2年生、3年生が合わせて普通学級12名、それから、5年生と6年生が合わせて14名ということで、国の基準でいきますと2つの複式クラス、2年・3年、5年・6年ですが、県の複式解消加配を5年と6年はオーバーしていますので、県費負担の教員を1人もらえるけれども、新2・3年生については12人なので、13人に達していませんので、加配はいただけない。

市町村教育委員会連合会とかへき地教育連盟で、基準を下げてもらうように県に働きかけを行っていますが、今後の検討課題ということで、長年実現していない経過があります。

道志小学校のそういった傾向は今後も続いていきますので、村担教員の継続的な確保に向けて取り組んでいきたいと思うし、先ほど申し上げましたような要望というのを上げて、複式学級解消加配を13人から10名とか、そんな形で実現するように、また働きかけを行っていきたいと思っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございました。

人口減少が進み、複式学級が増えると思われますので、子供たちのしっかりとした教育ができますよう村担教員確保が必要と思われますので、対応をよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

持続可能な開発目標（SDGs）についてお伺いします。

持続可能な開発目標（SDGs）について、政府は2016年5月にSDGs推進本部を設置し、環境・差別・貧困・人権問題等の課題を世界的規模で2030年までに解消していこうという目標を立て、計画を推進しています。

本村においても計画的に取り組んでいると思いますが、主な取組内容をお答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、山口かおり君

○ふるさと振興課長（山口かおり君） 政府は2016年12月に、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を策定し、国として注力すべき優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を反映することを推奨しています。

SDGsの目指す17の目標は、国家レベルで取り組むものも含まれ、本村で実施している事業と対象は、規模こそ異なるものの、目指すべき方向は共通することが多いことから、第2期道志村まち・ひと・しごと創生総合戦略において、具体的な施策とSDGsの目指す17の目標のひもづけを行い、地方創生とSDGsを一体的に推進しております。

主な取組内容ですが、第2期道志村まち・ひと・しごと創生総合戦略に示した全ての事業はもとより、本村は約94%を森林が占め、横浜市の水源地でもあることから、森林整備については主要な事業と捉えており、林業の成長産業化と森林の適切な管理を行うための計画策定に向け、準備をしているところです。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございました。

森林の適切な管理と整備は本村の重要事項だと考えます。SDGsの視点から総合戦略の具体化を組み立て、持続可能な村づくりの取組として計画的に進めていけるよう、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

ナラ枯れ被害の拡大防止対策についてお伺いします。

近年、カシノナガキクムシが媒介するミズナラ、コナラ等が集団的に枯損するナラ枯れが各地で発生しており、本村でもナラ枯れが大量に発生し、森林の環境保全が必要と考えています。これまでのナラ枯れ対策と今後の森林環境保全の取組をお答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） お答えします。

本村におきましても、ナラ枯れ被害が拡大している状況は確認をさせていただいておりま

す。

令和３年度に、民有林東部を中心にナラ枯れ被害調査を実施させていただきまして、被害木556本の調査、この結果を基に、令和４年度に伐倒薫蒸及び立木薫蒸にて駆除を行ったところでございます。

本年度につきましても、キャンプ場周辺や林道沿い等の人的被害が発生しやすい箇所を中心に調査をした結果、180本の被害木を確認いたしました。来年度、令和５年度４月、５月に駆除対策を実施していきたいと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○７番（杉本孝正君） ありがとうございます。

ナラ枯れ被害が山梨県で一番多く発生しているのが山中湖村だと思うんですけども、山中湖村なんかは補助を出して、個人で切るような対策も取っているように思いますが、その辺の対策はどうですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 山中湖村の被害が拡大しているという情報はいただいております。

本村におきましても、民有林の調査、先ほどご報告させていただきましたけれども、それ以外には水源涵養林、こちらも水道局さんのほうで調査を実施しておりまして、村のほうで民有林でした調査結果と合わせますと、令和３年度が2,186本、それから、令和４年度が涵養林と民有林を合わせまして1,950本、かなりの本数が出ておりますので、山中湖村さんの対策も参考にさせていただきながら、今後、補助等も含めて検討していきたいというふうに考えております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○７番（杉本孝正君） ありがとうございます。

これ以上被害が拡大しないように、対策のほうをよろしくお願いします。

以上をもちまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 通告1番、杉本孝正君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

（午前10時43分）

令和４年第７回道志村議会定例会

議 事 日 程 （第２号）

令和４年１２月９日（金曜日）午後２時開議

- 第 １ 議案第５７号 道志村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 ２ 議案第５８号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 ３ 議案第５９号 道志村職員の高齢者部分休業に関する条例
- 第 ４ 議案第６０号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 ５ 議案第６１号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 ６ 議案第６２号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 ７ 議案第６３号 令和４年度道志村一般会計補正予算（第６回）
- 第 ８ 議案第６４号 令和４年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第４回）
- 第 ９ 議案第６５号 令和４年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第３回）
- 第１０ 議案第６６号 令和４年度道志村介護保険特別会計補正予算（第３回）
- 第１１ 議案第６７号 令和４年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）
- 第１２ 議案第６８号 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定について
- 第１３ 発議第 ３号 閉会中の継続調査について

出席議員（１０名）

１番	佐 藤 光 栄 君	２番	山 口 章 君
３番	池 谷 銀 重 君	４番	佐 藤 徹 君
５番	佐 藤 喜 章 君	６番	白 井 勝 光 君
７番	杉 本 孝 正 君	８番	佐 藤 進 君
９番	出 羽 和 平 君	１０番	大 田 博 文 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	長 田 富 也 君	副 村 長	山 口 晃 司 君
教 育 長	佐 藤 文 泰 君	総 務 課 長	菅 谷 克 士 君
住民健康課長	山 口 登 美 君	産業振興課長	山 口 俊 一 君
ふるさと振興課長	山 口 かおり 君	教 育 課 長	佐 藤 万寿人 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 書 記 佐 藤 勇 樹 君

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。
よって、これより会議を開きます。

（午後2時00分）

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第2号のとおりです。

◎議案第57号から議案第62号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第1、議案第57号 道志村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第62号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例までの6案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第57号 道志村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験を持つ高齢期の職員にしっかりと働いていただく環境を整備するため、道志村職員の定年等に関する条例について所要の改正を行うものです。

改正の内容は、定年の年齢を段階的に引き上げ、現行の60歳定年を65歳としながら、組織活力を維持するため、管理監督職の職員は、60歳の誕生日から同日以降の最初の4月1日までに管理監督職以外の官職異動させることとする役職定年制を導入し、60歳に達した日以降、定年前に在職した職員を本人の希望により短時間勤務の官職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入し、定年前職員への情報提供及び意思確認制度を制定することとしております。

なお、附則で、施行期日を公布の日から施行すると定め、改正条例第2条の規定は令和5年4月1日から施行すると定めております。

次に、議案第58号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関

する条例についてご説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、道志村職員の定年等に関する条例の改正に関係した各条例について、改正及び整備を行う必要があるため、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、１、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正で条文の追加及び改正を行い、２、道志村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で条文を整備し、３、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で管理監督職勤務上限年齢による降格の規定を追加し、４、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で条文を整備し、５、道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で条文の整備及び再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正し、６、道志村職員の育児休業等に関する条例の一部改正で定年前再任用短時間勤務職員の新設に係る条文を改正し、７、道志村職員給与条例の一部改正で定年前再任用短時間勤務職員に係る給与の規定の追加及び関係条文を整備し、８、道志村職員旅費支給条例の一部改正で条文を整備し、旧道志村職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

なお、附則で、令和５年４月１日から施行すると定めております。

次に、議案第59号 道志村職員の高齢者部分休業に関する条例についてを説明いたします。

地方公務員法の改正に係る定年の引上げに伴い、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事など地域貢献等、高齢職員には多様な働き方を提示する必要があります。職員が定年を迎える前に、先行的に休業を取得し、多様な働き方を考えていくために制定するものです。

主な内容は、第２条で休業時間を１週間の勤務時間の２分の１を超えない範囲とし、第２項で取得可能年齢を55歳とし、第３条で高齢者部分休業取得中の給与について、勤務しない時間を１時間につき給料及び諸手当の総額を時給に換算して減額して支給するものとしています。

なお、附則で、令和５年４月１日から施行すると定めております。

次に、議案第60号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の内容は、村民の利便性向上を目的に、令和４年12月26日より、コンビニエンスストアに設置してある多機能端末機により交付できるようになります。その交付に係る証明書の手数料を加えるものであります。

なお、附則で、施行期日を令和4年12月26日から施行すると定めております。

次に、議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和4年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給月額を0.1月引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第1条で、条例第5条第3項中、12月に支給する場合においては100分の215.0を12月に支給する場合においては100分の225.0に改め、第2条で、条例第5条第3項中、100分の215.0を100分の220.0に、100分の225.0を100分の220.0に改めるものです。

なお、附則第1条で、施行期日を交付の日から施行すると定め、改正条例第2条の規定は令和5年4月1日から施行すると定めております。

また、第2条で、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとすると定めております。

次に、議案第62号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和4年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、議会の議員の期末手当の支給月額を0.1月引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第1条で、条例第6条第2項中、12月に支給する場合においては100分の175.0を12月に支給する場合においては100分の185.0に改め、第2条で、条例第6条第2項中、100分の175.0を100分の180.0に、100分の185.0を100分の180.0に改めるものです。

なお、附則第1条で、施行期日を交付の日から施行すると定め、改正条例第2条の規定は令和5年4月1日から施行すると定めております。

また、第2条で、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとすると定めております。

以上、議案第57号から議案第62号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の6案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、6 案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号から議案第62号までの6 案件を採決いたします。

お諮りいたします。

6 案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 道志村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、議案第58号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第59号 道志村職員の高齢者部分休業に関する条例、議案第60号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第61号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、以上6 案件は原案のとおり決定しました。

◎議案第63号から議案第67号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第7、議案第63号 令和4年度道志村一般会計補正予算（第6回）から日程第11、議案第67号 令和4年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）までの5 案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第63号 令和4年度道志村一般会計補正予算（第6回）についてご説明いたします。

令和4年度道志村一般会計補正予算（第6回）につきましては、第1条歳入歳出予算で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,190万5,000円を追加し、総額29億5,029万2,000円とするものです。

また、第2条繰越明許費で、地方自治法第213条第2項の規定により、翌年度に繰り越し

て使用することができる経費は第2表繰越明許費のとおりとなりますが、耐用年数を超えた防災行政無線の操作卓更新工事において、庁舎建設工事に合わせて整備する必要があるため、令和4年度中に発注し、令和5年度に繰り越して事業を実施するものです。

それでは、補正の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、12款分担金及び負担金は、保健事業負担金で減額、13款使用料及び手数料は、広域入所による保育所使用料で増額、14款国庫支出金は、障害者自立支援給付金国庫負担金で増額する一方、子ども・子育て支援交付金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で減額、15款県支出金は、障害者自立支援給付費県負担金、猫不妊去勢手術助成金事業補助金で増額、山梨県妊娠出産育児包括支援事業補助金、乳幼児医療費助成事業補助金、参議院議員選挙委託金で減額、18款繰入金は、道志村財政調整基金繰入金で増額となっています。

次に、歳出につきましては、令和4年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえた特別職及び議会議員の期末手当の増額のほか、2款総務費において、路線バスの利用者の減少に伴い、運行維持に必要な経費を下回ったことにより、道志村生活交通路線維持費補助金の増額、街路灯管理事業でLED街路灯整備による電気料の減額、3款民生費において、道志村温泉施設無料入浴券交付事業費の増額、障害者自立支援給付費の増額、4款衛生費において、予防接種事業、健診事業で減額、6款農林水産業費において、県営事業である農村地域防災・減災事業で事業費の変更に伴う村負担の増額、木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業で、ハード事業を行わないことに伴う補助金の返還で増額、8款土木費において、残土処理場に係る事業費の増額、9款消防費において、防災行政無線操作卓更新工事において資材費の高騰による工事費の増額、10款教育費において、義務教育振興事業で中学校数学非常勤講師代の増額、学校維持事業で体育館消防設備修繕費の増額などが主な内容であります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりとなります。よろしくご審議をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第64号 令和4年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4回）についてご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万8,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,471万3,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款診療収入118万8,000円の減額、3款繰入金96万6,000円の増額、7款村債200万円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費127万7,000円の増額、2款医業費50万1,000円を増額するものです。

第2表地方債は、過疎対策事業債の増により200万円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第65号 令和4年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）についてご説明をさせていただきます。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億200万8,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、5款繰入金67万3,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、1款簡易水道事業費67万3,000円を増額するものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第66号 令和4年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,079万8,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款保険料280万6,000円の増額、3款国庫支出金255万円の増額、4款支払基金交付金329万4,000円の増額、5款県支出金202万5,000円の増額、6款繰入金152万5,000円を増額するものです。

歳出につきましては、2 款保険給付費1,220万円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

次に、議案第67号 令和4年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ327万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,096万3,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1 款後期高齢者医療保険料327万4,000円を増額するものです。

歳出につきましては、2 款後期高齢者医療負担金327万4,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の5 案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、5 案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号から議案第67号までの5 案件を採決いたします。

お諮りいたします。

5 案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号 令和4年度道志村一般会計補正予算（第6回）、議案第64号 令和4年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4回）、議案第65号 令和4年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）、議案第66号 令和4年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）、議案第67号 令和4年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）、以上5 案件は原案のとおり決定しました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第12、議案第68号 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第68号 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項及び道志村水稻育苗センターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者を指定するものでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、議案を提出いたします。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第68号 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定について。

施設の名称、道志村水稻育苗センター。

指定管理者となる団体名称、道志村9745番地、株式会社どうし、代表取締役、長田富也。

指定管理期間、令和5年1月1日から令和7年3月31日まで。

以上の施設について、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第68号 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第68号 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定については原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 日程第13、発議第3号 閉会中の継続調査について議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長から、閉会中の所管事務の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長、各常任委員長申出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で議事は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、閉会に当たり、長田村長より挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和4年第7回道志村議会12月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、12月6日の開会から本日まで、慎重かつ熱心にご審議を賜り、令和4年度一般会計補正予算など12の案件についてご承認をいただき、誠にありがとうございました。

また、全員協議会では、村の様々な課題について、多岐にわたり熱心にご審議をいただき、

大変貴重な意見を賜うことができ、誠にありがとうございました。これらのご意見を真摯に受け止め、今後の村政に生かしてまいりたいと考えております。

さて、令和4年を振り返ってみますと、村では役場新庁舎建設においても、敷地内における土砂災害警戒区域を解消するのり面工事も終了し、建物の建築工事を発注することができました。昭和41年に竣工した旧庁舎で抱えていた様々な問題は、新たな庁舎の建設により解消され、村民の皆様の利便性やサービスの向上に享受できるものと考えており、完成まで全力で取り組んでまいりたいと思います。

また、8月には、3年ぶりとなる清流の花火大会も開催することができました。新型コロナウイルス感染防止の観点から、内容を一部変更しての実施となりましたが、村民の皆様やご来訪いただいた観光客などの皆様に、水源の郷道志でのひとときを楽しんでいただくことができ、村の活性化と観光の振興を図ることができたと思います。

さらに、10月には、第49回となる信玄公祭りが甲府市で開催され、本村も甲州軍団の一員として参加して、観客の皆さんが感動するような勇猛な武者行列ができたことは、参加された議員各位の皆様と消防団、教育委員の皆様のご協力のおかげだと、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

今後も、村民の皆様が安心・安全で豊かな村づくりの実現を実感していただけるよう様々な施策に取り組むため、引き続き先頭に立って進めてまいりますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

終わりに、冬の寒気が身にしみる頃となりましたが、議員の皆様におかれましては、健康に留意され、ますますのご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、令和4年第7回道志村議会定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで、本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって、令和4年第7回道志村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後2時34分）

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
